

マイナンバー制度について 重要なお知らせ

マイナンバーによる情報連携において、地方税情報の取得が可能となりましたので、下記のとおりお知らせいたします。

- ①開始予定 平成30年 7月から
②主な利用 事務
・ 高齢受給者証及び限度額適用認定証（70歳以上）に係る課税所得（標準）額の確認
・ 高額療養費の支給、限度額適用認定証（70歳未満）の発行、特定疾病受療証の発行・更新に係る所得判定

平成29年7月から住民票情報の情報連携が始まりましたが、システムによる住民票情報の確認が十分にできず、現在も申請・届出時の住民票の添付は省略できておりません。

今回の所得等の情報連携につきましてもシステムによる所得等の情報が十分であると確認できるまで、該当の手続きについては、しばらくの間は従来と同様の添付書類をご提出くださいますようお願いいたします。また、添付書類の省略が可能であることが確認でき次第、広報誌やホームページ等にてお知らせいたします。皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

申請書等様式の一部変更について

マイナンバーを記入することが定められている主な手続きにおいて、すでに変更している加入と喪失以外の申請書等様式を変更しました。

新様式については同封の「規約・規程集の一部差替えについて」、または当組合ホームページからご確認ください。

変更点をご確認のうえ、お手続きの際は必ず新様式にてご提出をお願いいたします。

マイナンバー記入欄が追加された申請書等

区分	様式	区分	様式
資格	④国民健康保険法第116条の2該当・非該当届	給付	特定疾病認定申請書
	⑤国民健康保険法第116条 該当・非該当届 継続住所変更		国民健康保険高額療養費支給申請書
	国民健康保険被保険者証等再交付申請書		第三者行為による被害届
	自宅住所氏名変更届		国民健康保険 限度額適用 標準負担額減額 認定申請書
	国民健康保険基準収入額適用申請書		国民健康保険食事療養・生活療養標準負担額減額差額支給申請書
			移送費支給申請書

※「自宅・事務所住所変更届」及び「被保険者氏名変更届」は1枚の様式に変更となりました。

※「事務所関係変更届」について、マイナンバー記入欄はありませんが、様式変更があります。

該当者及び申請人である組合員のマイナンバーの記入が必要となります。
番号法・国民健康保険法及び施行規則より、マイナンバーの記入が必要な事務手続きとなりますので、必ず新様式にてご申請ください。